資料作 24-2

ソフトフォン認証案の特徴比較表

提案者等	NTT 東日本	JATE	CIAJ	H21 一部答申
1.認証をする者	電気通信事業者	登録認定機関等	ソフトウェアメーカ（ソフトフォンを機能させるメーカ）	登録認定機関等
2.認証の対象	ソフトウェア	ソフトウェア	ソフトウェア	ソフトウェア／ハードウェア一体（組合せ）
3.技術基準	電気的条件等を除く IP 電話の技術基準（安全性等についても除外）	電気的条件等を除く IP 電話の技術基準（安全性等についても除外）	電気的条件等を除く IP 電話の技術基準（安全性等についても除外）	IP 電話の技術基準全て
4.試験	汎用端末により実施	動作環境条件の下位の環境の汎用端末により測定(推奨)	汎用端末により実施	汎用端末により実施
5.設計合致義務等	・ハードウェア等必須条件の規定（OS 等との組合せ） ・必須条件を満たさない汎用端末へのインストール防止措置 ・インストール実行ファイルに対する改ざん防止措置 ・配布済みソフトフォンの管理	・インストール時の改ざん検知、動作環境の検査 ・改ざん検知、動作環境の検査を行った結果を、ライセンスのアクティベーションや利用登録時に、認証取扱業者に報告 ・報告内容を検査記録として 10 年間保存	定められた手続はないが、インストールされたソフトウェアが技術基準に適合していることを担保する必要がある	・正常にインストールが終了した旨の確認信号をソフトフォン端末から発信し、これを認証取扱業者が受信することにより、認証取扱業者が正常性を確認 ・確認の結果を検査記録として 10 年間保存 ・ソフトフォン起動時に OS やメモリ等について確認し、設計変更が行われていないことを確認　等
6.表示	なし	インストール後に設計合致義務を履行した後、技適マークを表示（電磁的表示を基本とする）	なし	インストール後に設計合致義務を履行した後、技適マークを表示（電磁的表示）
7.公示	電気通信事業者が HP 上に公示	機器に関する技術基準適合認定等に準じて公示	ソフトフォンベンダが適合宣言書を HP 上に提示する。また、総務省に登録した内容に従い、総務省が公示	機器に関する技術基準適合認定等に準じて公示するとともに、ソフトフォンが正常に動作するスペックの条件等を総務省が公示
8.説明書等への記載	ハードウェア等必須条件を利用者に通知	未認証ソフトウェアと区別するため、認証取得の告知等周知をすることが望まれる。	電気通信事業法に規定する端末設備の接続の技術基準に適合している旨、及びハードウェアは技適マークを表示した特定端末機器又は端末機器にインストールしなければならない旨を記載	端末の種別や要求されるハードウェアの仕様等を説明書や利用許諾画面等に記載
9.バージョンアップ等への対応	原則、ソフトフォンバージョンアップ時には再検査が必要。但し、３項又は５項に係る変更がない等軽微なバージョンアップについては再検査不要（申告に基づき公示したソフトフォンのバージョンを変更） 例）軽微なものの例：呼制御に係らない OS バージョン更新への追従	通信に係らないソフトウェアについても一部変更が必要（ただし、スキン部を除く）	バージョンアップされた後も引き続き技術基準に適合していることを担保する必要がある	認証設計に変更を及ぼすバージョンアップを行う場合にあっては、再度認証を取得し、新たな表示を付す
10.市場監視	電気通信事業者	総務省及び登録認定機関	総務省	総務省及び登録認定機関